

[委員会からのお知らせ](#)

[第246回食品安全委員会議事概要](#)

■第246回食品安全委員会■

【農薬】【器具・容器】【新開発】【添加物】

日時:平成20年7月10日(木) 14:00~14:55

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:42名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬

- 1) アセフェート
- 2) エトプロホス
- 3) クロキントセットメキシル
- 4) クロジナホッププロパルギル
- 5) テトラコナゾール

○器具・容器包装

- 6) ビスフェノールA

○特定保健用食品

- 7) ライフナビ カルシウムを含むお茶

・厚生労働省から説明。

・1)~5)は農薬専門調査会において、6)は器具・容器包装専門調査会において、7)は新開発食品専門調査会において、審議することとなった。

<参考>

- 1) 殺虫剤で、キャベツ、はくさい等に使用します。
- 2) 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。
- 3) 葉害軽減剤で、日本国内での農薬登録はありません。
- 4) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。
- 5) 殺菌剤で、りんご、なし等に使用します。

1)~5)はポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

6) プラスチックのポリカーボネートや食品缶詰の防蝕塗装剤のエポキシ樹脂の原料として用いられています。これらの樹脂にはビスフェノールAが微量に残留していることから、食品衛生法では、ポリカーボネート製容器等に2.5ppm以下の溶出試験規格を設定しています。しかし、近年、動物の胎児や子供に対し、極めて低用量の曝露による神経や性周期などへの影響(内分泌かく乱)を示唆する知見が報告されており、現在、欧米諸国で再評価が行われているところです。

7) カルシウムを関与成分とし、歳をとってからの骨粗しょう症のリスクを低減する旨を特定の保健の用途とする粉末清涼飲料形態の食品です。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

- 1) 「オキサジクロメホン」に関する意見・情報の募集について
- 2) 「ゾキサミド」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1) 除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
- 2) 殺菌剤で、日本国内での農薬登録はありません。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

- 1) 添加物「ステアロイル乳酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

・事務局から説明。

・「ステアロイル乳酸ナトリウムの一日常摂取許容量(ADI)を、20mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。

<参考>

- 1) 乳化剤として、パン類、菓子類等への使用が欧米諸国等で広く認められています。

(4) BSE対策に関する調査結果等について

・厚生労働省から報告。

